資料３

第４次　日高市地域福祉計画・地域福祉活動計画　進捗状況一覧表

評価（Ａ：実施率９０％以上、Ｂ：５０％以上９０％未満、Ｃ：５０％未満、Ｄ：未実施）

	取組名	所管	概　　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
１．基盤づくり（包括的な支援体制の基盤づくり）						
	（１）重層的な支援体制の構築					
市の取組	**重層的な支援体制の構築**	生活福祉課	市と社会福祉協議会との相談体制の強化や関係機関相互の連携強化を図り、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を進めます。	重層的支援体制整備事業に含まれる多機関協働事業を中心とした事業体制について、庁内及び社会福祉協議会と協議を進めました。	重層的支援体制整備事業を含めた支援体制の構築に向けて、庁内及び社会福祉協議会と協議を進めていきます。	C
	（２）相談支援体制の充実及び多機関連携の推進					
市の取組	**福祉複合課題調整チームの強化**	生活福祉課	複雑化・複合化した課題を抱えたケースの支援策の検討や関係機関間の支援調整等を行うとともに、包括的な相談支援体制の強化に向けた取組を進めます。	日高市福祉複合課題調整チームによる会議を開催し、運営方法等の検討を行いました。 また、複雑化・複合化した課題を抱えたケースの情報共有を行いました。	ケース検討会議を定期開催できるようにするとともに、情報共有を行ったケースについて、継続的な支援ができるような体制づくりを行います。	C
	認知症初期集中支援チームの設置	長寿いきがい課	認知症の早期診断・早期対応を図るため、医療・介護の専門職が家族の相談等に応じ、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整、家族支援等を包括的、集中的に行います。	月に１回会議を行い、専門家とともに支援が必要な家庭の進行管理を行いました。困難事例１件に、医療職・介護職が共に訪問を行い、早期介入を行いました。	認知症の早期診断・早期対応を図るため、引き続き認知症初期集中支援チーム員で相談の受付や支援を行っていきます。	A
	地域包括支援センターの充実	長寿いきがい課	地域における身近な総合相談窓口として、介護保険制度をはじめ、保健・福祉サービス等に関する利用者の相談に包括的に対応するとともに、関係機関と情報共有しつつ、総合的な保健・福祉サービスの調整等を行います。	地域包括支援センター等運営協議会の開催を通じて得た医師等専門職からの意見を活用するなど、継続的に各地域包括支援センターの運営改善を図りました。 また、市と各地域包括支援センターとで定期的な打合せ（連絡会）を開催し、情報共有化等を通じて連携の強化に努めました。	引き続き地域包括支援センター等運営協議会を定期的に開催し、医師等の専門職から、運営に関する助言等が得られるよう努めます。 また、運営に有効な情報を随時提供するなど、各地域包括支援センターの機能強化を支援します。	A
	障がい者相談支援センター及び相談支援体制の強化	障がい福祉課	障がい者及びその家族や支援者からの多様化・複雑化した福祉ニーズに対する円滑な支援を図るため、「障がい者相談支援センター」を設置するとともに、市が地域の相談支援の拠点である「基幹相談支援センター」としての機能を担うことで、相談支援体制の強化を図ります。	市内３か所の指定特定相談支援事業所へ、障がい者相談支援センターを委託し運営しました。 また、障がい福祉課と委託相談支援事業所でインテーク会議を実施し、初期相談の情報の共有や事例の対応について学び、相談支援体制の強化を図りました。 その他、市内５か所の指定特定相談支援事業所への情報提供、助言指導、人材育成を目的として相談支援事業所連絡会を毎月実施しました。	令和８年度においては、障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置したことから、基幹相談支援センター業務として、県内の基幹相談支援センターとの連携を図るとともに、委託相談支援事業所と連携し、さらなる機能強化を図り、相談支援体制の充実を図ります。	A
	利用者支援事業の充実	子育て応援課	「利用者支援事業（母子保健型）」及び「利用者支援事業（基本型）」の連携を強化するとともに、両事業の実施により、妊娠期から子育て期までの総合相談支援の充実を図ります。	子育てに関する相談等に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うともに、こども家庭センター母子保健機能（保健相談センター）の母子保健利用者支援専門員と連携を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施しました。	引き続き、「敷居の低い身近な場所」として子育て親子の相談等に応じるとともに、こども家庭センター母子保健機能（保健相談センター）の母子保健利用者支援専門員と連携を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に取り組みます。	A
		保健相談センター		「利用者支援事業こども家庭センター型（統括支援員・児童福祉機能・保健相談センターが実施する母子保健機能）」と「利用者支援事業基本型（子育て応援課子育て総合支援センター担当が実施）との連携会議を年１回実施しました。 また、親子教室である「赤ちゃんサロン」や「すくすく教室」に、保健相談センターの母子保健利用者支援専門員・子育て総合支援センターの利用者支援専門員が参加することで、連携して相談支援に対応しました。	「利用者支援事業こども家庭センター型（統括支援員・児童福祉機能・保健相談センターが実施する母子保健機能）」と「利用者支援事業基本型」を実施する子育て総合支援センター「ぬくぬく」との連携を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援できるように充実を図ります。	A
	自立相談支援センターの充実	生活福祉課	生活に困窮している人から窓口や電話等による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、「自立相談支援センター」を設置し、関係機関と連携しながら利用促進及び機能強化を図ります。	さまざまな課題を抱える生活に困窮している人に対して、個人の状況に合わせた包括的かつ継続的な支援（生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業）を実施しました。 【新規相談受付176件、プラン申込22件、支援件数3164件、就労準備支援３件、家計改善支援21件】	主任相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員が一体となって、生活困窮者が生活保護に陥ることがないよう、引き続き支援していきます。	A

評価（A：実施率９０%以上、B：５０%以上９０%未満、C：５０%未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**家庭児童相談室の充実**	子育て応援課（現：こども家庭センター）	18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、様々な相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行います。	学校や学童保育室、幼稚園や保育所等への訪問時、家庭児童相談室のパンフレットを配布し、周知を図りました。 また、児童を養育する保護者等を対象に、電話や訪問による相談・指導を行いました。	引き続き、家庭児童相談室の周知に努め、児童養育に関する様々な相談等に対応していきます。	A
	こども家庭センターの充実	子育て応援課（現：こども家庭センター）	妊娠期から妊産婦に寄り添った支援を行うとともに、産後からの育児についても関係機関が連携し、切れ目なく継続的に子育て家庭を支援します。また、児童虐待防止に向けた取組を行います。	母子保健及び児童福祉の両部門が連携し、18歳未満の子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行いました。 また、児童を養育する保護者等を対象に電話や訪問による相談・指導を行うなど、児童虐待防止に向けた取組を行いました。	引き続き、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援を行うとともに、児童虐待防止に向けた取組を行っていきます。	A
	乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問及び健康相談の充実	保健相談センター	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育上の問題を解決する養育支援訪問、乳幼児の健康相談等を行います。	乳児家庭全戸訪問として、助産師・保健師が自宅に伺い、さまざまな悩みの相談に応じ、育児に関する情報を提供しました。養育支援が必要な家庭を訪問することで、育児負担の軽減が図れました。 健康相談を47回実施し、保健師・栄養士等の専門職が、育児に関するさまざまな相談に対応しました。	引き続き、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問及び健康相談を実施し、子育ての支援を行います。	A
	地域子育て支援センターの充実	子育て応援課	「子育て総合支援センター」が中心となり、子育て情報の提供、親子の交流や育児相談等を行う各地域子育て支援センター間の連携強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし、利用促進及び機能強化を図ります。	地域の身近な場所で、育児に対する不安や負担感を軽減するため、地域子育て支援センター「ぬくぬく」及び高麗川南公民館で週２回、「ぬくぬく」の出張ひろば「おひさま」を運営したほか、民間の専門的な技術や知識を活用し、２つの拠点施設で子育て支援を行いました。 またＰＲイベントとして、各拠点施設の連携により、「ぬくぬく」を会場とした「わくわくフェスタ」を実施し、さらなる利用促進に努めました。	引き続き、３拠点（直営１（出張ひろば含む）、民間委託２）の地域子育て支援センターが連携して周知並びに利用促進に努め、利用者が求める子育て情報の提供や親子の交流など、子育て支援の充実に取り組みます。	A
	コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）及び相談支援包括化推進員の配置支援	生活福祉課	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーター配置における財政支援を行いました。	社会福祉協議会との連携を図り、円滑に相談活動が行えるよう支援していきます。	A
	生活支援コーディネーターの配置	長寿いきがい課	地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成やサービス開発等をコーディネートするため、市全域（第１層）及び日常生活圏域（第２層）に生活支援コーディネーターを配置します。	第１層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に２名、第２層生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに１名、計３名を配置し、高齢者のニーズ把握や社会資源の掘り起こし等を進めました。 毎月、生活支援コーディネーターの打合せを行うなど、情報共有化及び連携の強化を図り、高齢者生活支援情報を作成し、市内の介護支援専門員等の支援者へ配布しました。	各地域の課題や高齢者のニーズの把握等を進め、高齢者が住み慣れた地域で、必要な資源を選択し、自立した生活を送っていけるよう支援します。	A
	認知症地域支援推進員の配置	長寿いきがい課	認知症の人やその家族からの相談に応じ、「認知症疾患医療センター」等の関係機関とのネットワークの構築を図るとともに、認知症に対する普及啓発を行うため、「地域包括支援センター」に認知症地域支援推進員を配置します。	各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる体制を整備しています。 また、認知症高齢者の個別支援を行ったほか、認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症に関する知識の普及啓発を図りました。	認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるよう、引き続き認知症に関する知識の普及啓発等に取り組んでいきます。	A
	福祉専門職の配置及び資質向上	生活福祉課	福祉事務所における相談援助等の業務の質を高めるため、福祉専門職の配置、社会福祉主事の資格取得、必要な研修への参加等を行います。	福祉事務を適切に実施できるよう、社会福祉主事資格認定通信課程を２人が受講し、資格を取得しました。	引き続き、社会福祉主事の資格取得について支援するとともに、必要な研修等へ積極的に参加していきます。	A
	地域ケア会議の開催	長寿いきがい課	介護支援専門員のケアマネジメント支援を行う「ケアマネジメント支援型」、自治会や行政区単位等で地域課題の把握を行う「圏域型」による地域ケア会議を開催します。	「ケアマネジメント支援型」の地域ケア会議を月１回実施し、自立支援に向けたケース検討や地域課題の検討を行いました。 また、地域包括支援センターが実施する「圏域型」の地域ケア会議は年29回実施しました。	ケアマネジメント支援型の地域ケア会議を強化し、地域課題の把握や検討を行っていきます。	A
	生活支援体制に係る協議体の充実	長寿いきがい課	介護予防・生活支援体制整備に向けて、市全域（第１層）及び日常生活圏域（第２層）に協議体の設置を進めるとともに、多様な関係機関の情報共有及び連携・協働による取組の充実を図ります。	第１層協議体を１か所、第２層協議体を６か所設置し、地域課題について話し合いを行いました。 構成メンバーは、民生委員や自治会役員、サロン代表等、地域で実際に活動している方々です。	第１層、第２層協議体共に引き続き活発な協議を進めます。地域課題の把握を図るため、第２層協議体の増加（設立）を支援していきます。	A

評価（A：実施率９０％以上、B：５０％以上９０％未満、C：５０％未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**要保護児童対策地域協議会の開催**	子育て応援課（現：こども家庭センター）	保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関が相互に連携し、「要保護児童対策地域協議会」による児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図るための会議を開催します。	要保護児童対策地域協議会の構成機関等による代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をそれぞれ開催しました。会議においては、各機関等で情報の交換と共有を図り、要保護児童等に対して適切な対策を実施しました。	引き続き、要保護児童対策地域協議会等を通じて、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を図ります。	A
	障がい者地域総合支援協議会の開催	障がい福祉課	保健、医療、福祉、教育、企業等の関係機関が相互に連携し、地域の障がい者等への支援体制整備について協議するため、「障がい者地域総合支援協議会」を開催します。	令和７年度は、これまで会長職を担っていた学識経験者の退任など、委員の選定などが定まらず、日高市障がい者地域総合支援協議会の開催を行うことができませんでした。	令和８年度は、第８期日高市障がい者計画・障がい福祉計画、第４次障がい児福祉計画の策定年であることから、年３回の協議会を開催し、支援体制の強化に努めます。	D
	自殺対策推進連絡会の開催	保健相談センター	保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が相互に連携し、「自殺対策推進連絡会」による自殺対策の総合的な推進及び自殺予防を図るための会議を開催します。	令和８年１月23日に自殺対策推進連絡会を開催し、市の自殺の現状や計画の進捗状況、課題等について、情報共有及び意見交換を実施しました。	自殺対策推進連絡会を開催し、関係機関の相互連携を通して、自殺対策の推進を図ります。	A
社会福祉協議会の取組	**①住民に身近な圏域で、住民が主体的に生活課題を把握し、解決するための体制づくり**					
	地域懇談会（まちごとカフェ）の開催支援	社会福祉協議会	おおむね学校区を範囲として、地域住民、ボランティア、関係者が集まって、地域課題等の話し合いをワールドカフェ方式で行います。開催に当たっては、地域福祉推進組織を中心として開催できるよう必要な支援を行います。	地域ケア会議や協議体などの既存の会議等に参加し、地域課題等の話し合いを進めましたが、その組織を中心としたワールドカフェ方式による会議の開催には至りませんでした。	地域福祉推進組織が一部の関係者による運営ではなく、広く地域の人たちの参画を進めるための機会としての設計ですが、既存の会議体、協議体がある中で、当懇談会の位置づけが固めきれていません。当懇談会の開催の必要性を含めて検討が必要です。	C
	地域福祉推進組織の拡充	社会福祉協議会	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	地域ケア会議や協議体などの既存の会議等に参加し、地域課題等の話し合いを進め、地域福祉を推進する組織体に対する支援を行いました。	地域福祉を推進する組織は、地域内に設立、運営されており、それらの組織との役割分担、協働の在り方を整理するため、団体とのパートナーシップ協定の締結等に向けた準備を進めます。	C
	地域活動拠点の整備	社会福祉協議会	地域福祉推進組織の活動場所として「地域活動拠点」を整備し、人や情報が集まる体制づくりを進めます。また、コミュニケーションの円滑化や取組の充実を図るため、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用を進めます。	地域活動拠点として、高根地区及び武蔵台地区のショッピングセンター内空き店舗を活用した地域交流及び相談の拠点を整備しました。	地域活動拠点におけるＩＣＴ（情報通信技術）の活用方法等については検討が必要です。 また、高根地区及び武蔵台地区以外での整備についても、引き続き検討が必要です。	B
	福祉委員の設置及び会議の開催	社会福祉協議会	住民参加による地域活動を円滑・効果的に推進するため、行政区の区長を福祉委員に委嘱し、情報交換、社会福祉協議会会費及び共同募金への協力、地域活動に係る会議の開催等を行います。	行政区の区長を福祉委員に委嘱し、地域福祉活動の推進を図りました。 福祉委員会議を開催し、福祉委員の役割や地域福祉課題の共有を図りました。	引き続き、福祉委員の委嘱と会議の開催を行い、地域福祉活動の理解と協力の促進を図ります。 併せて、行政区の実情にも配慮した関係構築を検討します。	A
	②自ら助けを求めることができない人や自分自身の課題に気付いていない人への対応					
	コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）の配置	社会福祉協議会	おおむね学校区における地域福祉活動を推進するため、個別課題の解決と地域づくりを進める調整役として、福祉圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置します。 なお、ＣＳＷは、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、支援の対象となり得る人及び世帯の情報を積極的に収集し、本人や家族との信頼関係の構築により情報や支援を届けるアウトリーチを推進します。	個別課題の解決と地域づくりを進めるため、職員２名にＣＳＷとの兼務辞令を交付し、試行的に取組を進めました。 アルコール依存や既存のサービスの利用に抵抗がある人などに対して必要な支援を行い、地域との橋渡しや新たな役割づくりなどを進めました。	兼務であることから、本来業務との調整や、指示命令系統が不明確などの課題があります。求められる役割に対して十分応える体制にないため、積極的に周知できていないことも課題です。役割等を明確にしたうえで、どのような体制で進めていくべきか関係機関とも協議を行い、具体的な配置を進めます。	C
	職種間の連携体制の確保	社会福祉協議会	支援業務の増加に対応し、職種間の役割分担や、情報共有、合意形成の方法などについてルール化しておくことが必要です。そのための職場内における話し合いのほか、事例検討などを通じた連携体制の確保により、単一の職種だけでは気付けない課題の把握を進めます。	自立相談支援機関の職員を「相談支援包括化推進員」として兼務辞令を交付し、市が開催する日高市福祉複合課題調整チームに参画したほか、取組事例を通じて関係各所との連携を進めました。	各相談支援機関間のネットワークの構築に向け、職種間のコミュニケーションが不足し、お互いの役割の理解が十分に進んでいる状況にありません。関係各所との連携にあたって、期待されるリーダーシップの発揮や力量の向上を図る必要があります。	C
	（３）権利擁護体制の充実					
市の取組	**高齢者虐待防止の強化**	長寿いきがい課	高齢者虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の強化を図るため、「地域包括支援センター」等に相談窓口を設置するとともに、「要援護高齢者等支援ネットワーク」の推進、啓発活動、相談窓口の周知、研修等を行います。	高齢者虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組として、県が実施する「高齢者虐待対応専門員研修」に参加したほか、あんしんねっとにおける関係機関との連携強化、地域包括支援センターでの適切な相談対応及び市による速やかな措置（保護）を実施するなど、高齢者虐待に適切な対応を実施しました。	関係機関との連携を図るなど、虐待と思われる情報の速やかな収集に努めます。 また、虐待情報を把握した際には、必要な措置を適切に講じるなど、高齢者の安全確保を図ります。	A

評価（A：実施率９０%以上、B：５０%以上９０%未満、C：５０%未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**児童虐待防止の強化**	子育て応援課（現：こども家庭センター）	児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の強化を図るため、「こども家庭センター」を設置するとともに、「要保護児童対策地域協議会」の開催等による関係機関との連携強化、啓発活動、相談窓口の周知、研修等を行います。	学校や学童保育室、幼稚園や保育所等への訪問、各種パンフレットの配布により、相談窓口の周知を図りました。 また、「要保護児童対策地域協議会」の開催等による関係機関との連携強化、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭の支援まで切れ目のない対応を行いました。	引き続き、関係機関との連携を強化するとともに、問題を抱える家庭への相談支援、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を行います。	A
	障がい者虐待防止の強化	障がい福祉課	障がい者虐待の発生予防・早期発見・早期対応等の強化を図るため、「障がい者虐待防止センター」を設置するとともに、関係機関とのネットワークの強化、啓発活動、相談窓口の周知、研修等を行います。	障がい福祉課内に「日高市障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、各種研修への参加、他課と連携し見守り支援等を実施しました。 また、市内の障がい福祉施設及びサービス事業所等に障がい者虐待防止法に関する情報の周知、市民には広報ひだか等を通じて埼玉県虐待通報ダイヤル、障がい者権利擁護センターの周知を行いました。 【令和７年度障がい者虐待による通報受理件数　14件】	今後も、障がい福祉課内に「日高市障がい者虐待防止センター」を設置、運営し、関係機関とのネットワークの強化、啓発活動、相談窓口の周知、研修等を行うことにより、障がい者の虐待防止に努めます。	A
	ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）相談及びＤＶ防止に向けた啓発活動の推進	総務課	ＤＶ被害者からの相談に応じ、被害者に必要な情報の提供及び支援を行うとともに、ＤＶ防止に向けた啓発活動やＤＶ防止講座等を行います。	ＤＶ被害者からの相談に応じ、被害者に情報の提供及び支援を行いました。また、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて広報ひだかにＤＶに関する啓発記事を掲載しました。 市内中学校及び義務教育学校３校でデートＤＶ防止講座を実施しました。デートＤＶとは何か、被害者にも加害者にもならないためにはどうしたら良いのか、悩んだ時の相談先について等を生徒に伝えました。	引き続き、ＤＶ被害者からの相談に応じ、被害者に必要な情報の提供及び支援を行うとともに、ＤＶ防止に向けた啓発活動やＤＶ防止講座等を行います。	A
	地域包括支援センターによる権利擁護の支援	長寿いきがい課	高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利を擁護するため、「地域包括支援センター」による必要な支援を行います。	地域包括支援センターにおいて、消費者被害への対応や認知症相談を実施したほか、成年後見制度の紹介やその利用を支援しました。	地域包括支援センターにおいて、消費者被害への対応を実施するほか、認知症相談や成年後見制度の紹介等に努めます。	A
	要援護高齢者等支援ネットワークの推進	長寿いきがい課	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	市内を日常的に巡回している19事業所と協定を締結しているほか、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。 また、令和８年２月17日に要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通した登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A
		障がい福祉課		虐待防止・権利擁護研修に参加し、虐待を受けた障がい者への支援体制の強化、安全確保、虐待調査の方法などについて学びました。 さらに、令和８年２月17日に長寿いきがい課が実施した要援護高齢者ネットワーク研修会に出席し、市内の各地域包括支援センターの取組を学び、地域のネットワークの推進を図りました。	今後も、長寿いきがい課及び関係機関と協力し、ネットワークの推進に努めます。	A
		産業振興課		要援護者等支援ネットワーク研修会及び協定締結事業所連絡会に参加し、消費者被害の最新手口等について学ぶとともに、ネットワークの機能強化を図りました。	引き続き、要援護者等支援ネットワーク研修会や協定締結事業所連絡会等に参加し、ネットワークの推進及び機能強化を図ります。	A
	成年後見制度の市長申立ての実施	長寿いきがい課	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、日高市成年後見制度の市長申立てを行います。	成年後見制度の市長申立て７件を行ったほか、成年後見人へ支払う報酬の助成を行うなど、高齢者の権利擁護を図ることができました。	認知症等により判断能力が不十分であるなど、成年後見の申立てが困難な高齢者について、随時、成年後見制度の申立てを行っていきます。 また、成年後見人への報酬を支払う資力が無い方でも制度を利用することができるよう、報酬の助成についても継続していきます。	A
		障がい福祉課		日高市成年後見制度利用支援事業の利用を推進するため、長寿いきがい課と連携し、市で把握する個別ケースに対し、成年後見制度の利用について周知を行うとともに、申立の支援を行いました。 【令和７年度日高市成年後見制度利用支援事業の申立件数　１件】	今後も国の制度見直しの動向に注視しつつ、引き続き成年後見制度の活用に向けて、長寿いきがい課と連携し、制度の周知、利用を推進していきます。	A

評価（A：実施率９０％以上、B：５０％以上９０％未満、C：５０％未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**成年後見制度の担い手の確保・育成等の推進**	長寿いきがい課	判断能力が不十分な人の権利を擁護する後見人等の担い手について、社会福祉協議会と連携し、確保・育成に向けた取組を進めます。	県が実施する市民後見人養成研修の周知を行い、市から１名参加しました。	社会福祉協議会と連携し、市民後見人や法人後見、成年後見制度の利用促進等について、協議を行います。社会福祉協議会と市民後見人のフォローアップ研修について協議を実施していきます。	B
		障がい福祉課		令和７年度については、県が実施する市民後見人養成研修などへの出席を行うことができませんでした。 そのため、市民後見人等の担い手の育成などについて取り組むことができませんでした。	今後も国の制度見直しの動向に注視しつつ、引き続き研修への参加や社会福祉協議会、長寿いきがい課との連携を深め、市民後見人や法人後見、成年後見制度の利用促進に向けた取組について協力していきます。	D
	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	長寿いきがい課	成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、地域で適切な支援につなげる連携の仕組みを構築するとともに、ネットワークの中核としてコーディネートを行う中核機関の設置を行います。	令和７年１月に中核機関を設置しました。市ホームページやチラシ、電話や窓口等で制度の案内を実施しました。	中核機関として、成年後見制度に関する相談、広報を実施するほか、地域連携ネットワークの構築に向けた取組を行っていきます。	A
		障がい福祉課		成年後見制度の中核機関を設置した長寿いきがい課と連携し、ネットワークの構築が図れるよう対応を行いました。	今後も国の制度見直しの動向に注視しつつ、引き続き長寿いきがい課及び関係機関と連携し、ネットワークの構築が図れるよう協力していきます。	A
社会福祉協議会の取組	**①虐待を防ぐための取組**					
	虐待防止や通報に関する周知・啓発の強化	社会福祉協議会	市で取り組む児童、高齢者、障がい者の虐待に関する啓発活動に協力し、地域福祉活動の様々な場面において、チラシや資材の配布、出前講座の開催などへの協力を行い、虐待を未然に防止したり、円滑な通報ができるような地域づくりを進めます。	各種事業における運営規程の見直しを進め、虐待防止委員会の設置や研修の実施等について法人内部で対応できる体制整備を進めました。 また、各種虐待防止キャンペーンに協力し、地域での啓発を促進しました。	継続的かつ効果的に対応ができる体制及び啓発を促進します。	A
	虐待対応できる職員の育成	社会福祉協議会	実際の虐待対応の場面において、多機関と連携、役割分担して進める際に、職種として求められる対応ができるような力量を持った職員の育成を図ります。	各種事業における運営規程の見直しを進め、虐待防止委員会の設置や研修の実施等について法人内部で対応できる体制整備を進めました。	継続的かつ効果的に対応ができる体制及び啓発を促進します。	A
	②判断能力が十分でない人の権利擁護					
	日常生活自立支援事業（あんしんサポートネット）の実施	社会福祉協議会	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。	判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用に関する援助や暮らしに必要なお金の出し入れ等の援助を行いました。 【契約件数12件、相談援助件数1,258件¥】	増加するニーズに対応できる体制整備を進めるとともに、令和10年度から実施が見込まれる「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の実施に向けた体制構築を進める必要があります。	A
	成年後見制度相談の実施	社会福祉協議会	成年後見制度に関する幅広い相談を受けるため、法律等の専門職と連携した相談の窓口を開設します。	成年後見制度の概要や利用に関する相談及び関連事項への相談を実施しました。 【年12回開設、29件の相談に対応】	成年後見制度をはじめ、いわゆる「終活」に向けた相談と併せて行うことにより、市民の安心確保を図ります。	A
	社会福祉協議会による法人後見の実施	社会福祉協議会	社会福祉協議会が法人として、成年後見人等となり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことができる体制づくりを進めます。	成年後見制度利用促進協議会や県社会福祉協議会が開催する法人後見実施社協等連絡会議などに参加し、近隣及び関連団体の取組状況を把握し、実施に向けた情報収集を行いました。	法人後見の実施体制を構築するためには、人材の育成と役割分担による安定的な実施体制を確保することが必要です。	C
２．地域づくり（地域住民による支え合い・見守りの地域づくり）						
	（１）地域福祉の場・拠点づくりの促進					
市の取組	**総合福祉センター「高麗の郷」の維持管理**	生活福祉課	高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、指定管理者による管理・運営を行い、利用促進を図るとともに、施設の適正な維持管理を行います。	安定的な運営を確保するため、公共施設点検マニュアルに基づいた日常的な点検や定期保守点検を的確に実施し、異常の早期発見に努め、速やかに修繕等の対応を行いました。	指定管理者と連携し、修繕の計画及び実施をするなど、適切に維持管理を行っていきます。	B

評価（A：実施率９０％以上、B：５０％以上９０％未満、C：５０％未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**地域福祉の場を運営する団体への空き家等の情報提供支援**	都市計画課	サロン活動、地域福祉活動等の地域の人の居場所として、空き家等を活用したい団体に対して、有効活用が可能な空き家等の情報を提供します。	空き家・空き地バンク制度に基づき、空き家及び空き地の情報を登録し、これを一般に公開することにより、有効活用が可能な空き家の情報を提供しました。	空き家・空き地バンク制度を継続します。	A
	住民主体の介護予防事業の充実	長寿いきがい課	介護予防の一環として、地域において仲間を作り、住民自らが主体的に介護予防体操を行う「くりくり元気体操」の取組を推進するとともに、取組を支援するボランティアの育成を行います。	新規に１グループの立ち上げを支援し、全36グループにおいて継続して体操が実施できるように理学療法士の派遣を行い、体操の支援を行いました。 活動を支援するボランティアの養成も行い、８人のボランティアが加わりました。	「くりくり元気体操」の活動グループを増やすために、体操の周知を行います。またボランティアの育成を行います。	A
	認知症カフェの開催	長寿いきがい課	認知症の人及びその家族が気軽に参加し、相談等もできる認知症カフェを「地域包括支援センター」等と連携し、実施します。	認知症カフェを市内５か所で計69回開催し、認知症の人やその家族が参加し実施することがでました。	気軽に参加や相談ができるよう、認知症カフェの周知を行います。	A
	子育て広場の充実	子育て応援課	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、子育て広場を公民館等に開設し、広場の周知など利用の促進を図ります。	市内４公民館を会場に子育てひろばを開催し、親子あそびや季節のイベント活動などを通じて乳幼児及びその保護者並びに妊婦の交流促進に取り組みました。	引き続き、乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の公民館で、保護者の子育て不安の軽減及び保護者同士の繋がりを促進するため、子育て広場の運営を維持します。	B
	子育て応援隊の充実	子育て応援課	乳幼児及びその保護者が自由に交流できる地域の場所として、公民館等で開設している子育てひろばの運営等、地域の子育てを応援するボランティアである「ひだか子育て応援隊」を支援し、充実を図ります。	公民館等で６つの子育てひろばを運営する「ひだか子育て応援隊」の活動を支援し、乳幼児及びその保護者並びに妊婦が相互に交流できる場所を提供しました。	引き続き、「ひだか子育て応援隊」の活動を支援し、子育てひろばの運営を維持していきます。	B
社会福祉協議会の取組	**区や自治会単位で取り組まれる住民交流活動やサロン活動への助成**	社会福祉協議会	区や自治会で取り組む敬老会、サロン活動等の交流を目的とした行事や活動に助成金を交付し、住民同士のつながり活動を支援します。	福祉のまちづくり活動助成金として、地域福祉に関する活動や行事に助成金を交付しました。 【年間46件】	今後は、地域福祉推進組織の取組の位置づけを念頭に置きつつ、助成事業の充実を図ります。	A
	当事者支援・参加型のサロンや集える「場づくり」の支援	社会福祉協議会	様々な生活課題を抱える当事者が集い、悩みや思いを共有したり、情報交換できる「場づくり」を支援します。 テーマについては、従来の障がい者にとどまらず、ひきこもり、性自認、ヤングケアなどの「場づくり」を支援します。	サロン活動として登録のあった23団体の活動へ支援を行いました。	当事者支援・参加型のサロンなどの立ち上げ（スタートアップ）を支援し、誰もが気軽に参加できる場づくりを進めます。	A
	地域活動拠点への助成	社会福祉協議会	地域福祉活動を行う組織が空き家や空き店舗等を借り、毎日型のサロン活動の実施や地域おたすけ隊運営のための事務、地域包括支援センターなどと連携した相談活動などを行う場合に、家賃や光熱水費等の一部を助成します。	地域活動拠点として、高根地区及び武蔵台地区のショッピングセンター内空き店舗を活用した地域交流及び相談の拠点を整備しました。 安定的な活動を進めるため、家賃や光熱水費の一部助成を行いました。	地域活動拠点が未整備の地域については、地域福祉推進組織の在り方に関する協議と併せて検討を進めます。	A
	子ども食堂・地域食堂の支援	社会福祉協議会	子どもや地域の人が一人でも行くことのできる無料又は低額の食堂を支援することにより、孤食の解消や生活に困っている人のサポートを通じたコミュニティづくりを進めます。	食を通じた地域交流の機会として、子ども食堂・地域食堂（５団体６会場）の実施を支援しました。	子ども食堂・地域食堂の取組の周知に努め、その拡大を図ります。	A
	総合福祉センター「高麗の郷」を活用した取組の強化	社会福祉協議会	高齢者、障がい者及び子育て世代の総合的な福祉交流活動の拠点として、総合福祉センター「高麗の郷」が地域福祉推進の拠点となるような情報発信や利用促進などの取組を強化します。	市から総合福祉センター「高麗の郷」の指定管理委託を受け、利用者の福祉向上を図るとともに、社会福祉協議会事業の推進を通じて情報発信や啓発に努めました。	令和８年度からの３か年について、引き続き指定管理者として指定を受けたことに伴い、高齢者・障がい者及び子育て世代などをはじめとした多様な人たちが安心して利用できる施設運営を強化します。	A
（２）地域での支え合い・見守り体制等の拡充						
市の取組	**地域支え合い事業の推進**	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	地域おたすけ隊の運営を支援している社会福祉協議会に対して財政的支援を行うことにより活動を支援しました。 また、コーディネーター会議に参加し、地域おたすけ隊の現状把握を行いました。	今後も社会福祉協議会に財政的支援を行い、活動を支援していきます。 また、定期的にコーディネーター会議等に参加し、地域おたすけ隊の取組の現状把握に努め、必要な支援をしていきます。	A

評価（A：実施率９０％以上、B：５０％以上９０％未満、C：５０％未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**民生委員・児童委員の活動支援及び活動への理解促進**	生活福祉課	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び地域住民に対して活動への理解を促進することで活動しやすい環境の整備を行います。	民生委員・児童委員の活動費を助成するとともに、委員が活動しやすくなるよう、広報ひだか及び市ホームページによる活動のＰＲを行いました。	今後も民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、地域住民への理解促進及び担い手不足解消に努めます。	A
	チームオレンジの推進	長寿いきがい課	地域で暮らす認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援を結び付ける「チームオレンジ」の取組を推進するとともに、「チームオレンジ」の立ち上げ支援を行います。	チームオレンジのメンバーを22人養成し、チームオレンジの活動を充実させるため、メンバーと取組についての話し合いを行いました。メンバーの意見を聞きながら、地域で暮らす認知症の人やその家族とともに活動を行いました。	チームオレンジについての周知を行い、活動を広げていきます。	A
	要援護高齢者等支援ネットワークの推進【再掲】	長寿いきがい課	保健、医療、福祉、警察、消防等の関係機関が相互に連携し、高齢者、障がい者及びその家族等の権利擁護、見守り活動、消費者被害防止等の支援を行うため、「要援護高齢者等支援ネットワーク」を推進します。	市内を日常的に巡回している19事業所と協定を締結しているほか、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。 また、令和８年２月17日に要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通した登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A
		障がい福祉課		虐待防止・権利擁護研修に参加し、虐待を受けた障がい者への支援体制の強化、安全確保、虐待調査の方法などについて学びました。 さらに、令和８年２月17日に長寿いきがい課が実施した要援護高齢者ネットワーク研修会に出席し、市内の各地域包括支援センターの取組を学び、地域のネットワークの推進を図りました。	今後も、長寿いきがい課及び関係機関と協力し、ネットワークの推進に努めます。	A
		産業振興課		要援護者等支援ネットワーク研修会及び協定締結事業所連絡会に参加し、消費者被害の最新手口等について学ぶとともに、ネットワークの機能強化を図りました。	引き続き、要援護者等支援ネットワーク研修会や協定締結事業所連絡会等に参加し、ネットワークの推進及び機能強化を図ります。	A
	ファミリー・サポート・センターの充実	子育て応援課	有償により育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる子育てを地域で相互援助する会員組織の運営（ファミリー・サポート・センター）を実施するとともに、会員の確保及び事業内容の充実を行います。	就労や一時的な育児支援など、小学生以下の子どもがいる子育て世帯（利用会員）と育児等の援助を行いたい人（協力会員）を会員として、相互援助活動に関する調整を行うことができました。	利用会員と協力会員の登録者数の増加を図るため、適宜、情報発信を行う必要があります。	A
	健康づくりの推進	保健相談センター	県との連携による歩数管理アプリを活用した健康増進事業を実施するとともに、地域で活動をしている「食生活改善推進員協議会」及び「運動普及推進員会」との協働による健康づくり事業等を行います。	健幸ポイント手帳や歩数管理アプリ「コバトンALKOOマイレージ」を活用して、意欲的にウオーキングに取り組める環境を整備しました。 食生活改善推進員協議会、運動普及推進員会が関連する事業には、延べ3,451人の参加があり、保健相談センターと協働で市民の健康づくりを支援しました。 【アプリ登録者数　858人、健幸ポイント手帳登録者数　1,710人】	健幸ポイント手帳、歩数管理アプリの登録者が増えるような取組と併せて、それらと関連付けた講座や事業を検討し、幅広い年代に関心をもってもらえるよう取り組んでいきます。 食生活改善推進員協議会、運動普及推進員会とは、引き続き市民の健康づくりを支援していけるよう、協働で取り組んでいきます。	A
	地域学校協働活動の推進	生涯学習課	各学校区で地域と学校が連携・協働し、登下校時の見守り活動や放課後子ども教室、ボランティア体験活動等、様々な活動を通じ、地域での見守りや支え合い、地域人材の発掘・育成、多世代交流の充実を図ります。	各学校区で地域学校協働本部と学校が連携・協働し、登下校時の見守り活動や放課後子ども教室、ボランティア体験活動等、さまざまな活動を通じ、地域での見守りや支え合い、地域人材の発掘・育成、多世代交流の充実を図りました。	引き続き、各地区で地域学校協働本部と学校が連携・協働し、さまざまな活動を通じ、地域での見守りや支え合い、地域人材の発掘・育成、多世代交流の充実を図る必要があります。	A
	青少年の健全育成の推進	生涯学習課	青少年の非行や犯罪を防止するため、学校、家庭、地域等が一体となって、啓発活動や地域パトロール等、青少年育成のための活動を推進するとともに、関係機関と連携し、いじめ問題の未然防止と解決に取り組みます。	青少年が地域社会の中で健やかに成長することを目的とした啓発活動の推進を支援するため、各地区青少年健全育成の会（６地区）等へ補助金を交付しました。 また、関係機関と連携を図り、各種行事において非行防止啓発活動などを実施しました。 【青少年育成団体実施のパトロール回数　692回】	近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、青少年が危険ドラッグなどの違法・有害情報に触れる危険性が増大しているほか、ＳＮＳを利用したストーカーや誹謗中傷の書き込み等「ネット上のいじめ」、個人情報の流出などの犯罪被害やトラブルに遭うさまざまな問題が顕在化しています。市民の協働意識や社会規範の醸成をさらに進めていく必要があります。	A
	シルバー人材センターへの支援	長寿いきがい課	自らの生きがいの充実及び社会参加を希望する高年齢者の就業機会の確保、高年齢者の長年培われた知識や経験、技術等の労働能力を生かした高年齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付します。	高年齢者事業を推進する「シルバー人材センター」を支援するために運営費等に係る補助金を交付しました。	高齢者の就業機会を確保できるよう、引き続き運営費等に係る補助金を交付します。	A

評価（A：実施率９０%以上、B：５０%以上９０%未満、C：５０%未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**老人クラブへの支援**	長寿いきがい課	高齢者の生活を豊かにするとともに高齢者の社会参加や生きがいづくりを図るため、単位老人クラブに対して活動費の補助を行います。	市内の単位老人クラブ（20クラブ）に活動費の補助を行い、高齢者が自ら集い、地域の清掃奉仕や見守り、教養講座やスポーツなどの活動を通じて、社会参加や生きがいづくり、さらには健康づくりを推進しました。	老人クラブに対して活動費の補助を行うほか、老人クラブ向けの教養講座の提供等を通じて、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。	A
	子ども会への支援	生涯学習課	地域活動の活性化や世代間交流の促進、子どもの地域活動へのきっかけづくり等を図るため、子ども会の活動支援を行うとともに、地域交流の担い手となるジュニアリーダーの育成を行います。	地域活動の活性化や世代間交流の促進、子どもの地域活動へのきっかけづくり等を図るため、子ども会の活動支援を行うとともに、地域交流の担い手となるジュニアリーダーの育成を行うため、講習会を行いました。	子ども会の活動支援を行うとともに、地域交流の担い手となるジュニアリーダーの育成を行う必要があります。	B
	仲間づくりの情報発信	子育て応援課	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、必要な情報を地域子育て支援拠点や市のホームページ等で発信します。	市ホームページや広報ひだかに関連する情報を掲載するほか、公共施設内の掲示を工夫するなど、定期的な子育て情報の発信に取り組みました。 また、官民協働の取組として「子育て応援ガイドきらきら」を作成し、配布しました。	適時、適切な情報発信を行い、引き続き、子育て情報の充実に努めます。	A
		保健相談センター		地域子育て支援拠点や赤ちゃんサロン等について、保健師らが新生児・乳児訪問の際に情報提供を行いました。 また、保健相談センター内には、地域子育て支援拠点について掲示しています。	子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、地域子育て支援拠点などの必要な情報を市ホームページ等で発信します。	A
	パパ・ママ教室の開催	保健相談センター	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。	妊娠中のかたが、心身ともに安定した状態で妊娠期を過ごすために、夫婦で参加できるパパ・ママ教室を年６コース（１コース３日間）実施し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や仲間づくり、子育て総合支援センター「ぬくぬく」の紹介をすることができました。	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、妊婦と夫や家族を対象に妊娠・出産・育児に関する知識を普及するパパ・ママ教室を開催します。	A
	育児学級の開催	保健相談センター	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級（すくすく教室）を開催します。	すくすく教室を年６回実施しました。子育ての仲間づくりのきっかけとして、低月齢の親子が参加できるよう新生児訪問時の声掛けや対象児への通知により参加勧奨をしました。	子育ての仲間づくりのきっかけの場となるよう、乳児及び保護者を対象に育児学級（すくすく教室）を開催します。	A
	高齢者学習支援の開催	生涯学習課	各公民館を核として、高齢者を対象とした地域の特色を生かす講座等を開催します。	生活課題の改善に向けた講座（スマホ教室、防犯教室、人権学習、終活講座、落語、音楽鑑賞）等を実施し、高齢者の健幸で充実した生活に寄与することができました。 【実施回数　43回　延べ参加者数　1,038人】	今後、より一層進む高齢化社会に向け、高齢者の関心事や生活課題を把握し、多様な講座を計画していく必要があります。	B
	子育て出前講座による支援	子育て応援課	子育てサークル等を対象に保育士、栄養士、保健師の専門的知識を生かし、親子の関わりや遊び等を伝える生涯学習出前講座を行います。	出前講座の要請はなく、開催の実績はありませんでした。	講座内容等ニーズを把握し、開催の要請に備えます。	D
		保健相談センター		子どもの栄養やお世話について、栄養士や保健師が依頼により講座を実施しました。 赤ちゃんひろばや子育て支援センター等からの依頼により、保健師、栄養士等が会場に出向き、育児に関する講座を行いました。	子育てサークル等を対象に保健師、栄養士等の専門的知識を生かし、親子の関わり等を伝える生涯学習出前講座等を行います。	A
	子育て講座等の開催	生涯学習課	各公民館を核として、地域の特色を生かした子育て教育の講座等を展開し、親子で必要な情報を発信します。	各小・中・義務教育学校の就学時健康診断や保護者会で、保護者を対象とした子育て講演会を７回開催し、419人の参加がありました。 親子が一緒に参加する体験や遊び、また、子育て時期の保護者同士の交流となる家庭教育事業を合計16回開催し、404人が参加しました。	引き続き、各小・中・義務教育学校の就学時健康診断や保護者会で、保護者を対象とした子育て講演会を開催していきます。 また、親子が一緒に参加する体験学習や遊びなどの場を提供すると共に子育て時期の保護者同士の交流となる家庭教育事業を引き続き開催していきます。	B
	地域と施設の交流活動事業の促進	障がい福祉課	障がいのある人に対する地域の理解を図るため、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。	地域住民と障がい福祉施設利用者が地域交流できるよう、障がい者スポーツ大会の参加者への支援や、市内の相談支援事業所が取り組む障がい者作品展に参画し、在宅の障がい者が地域住民と交流が図れるよう、取り組みました。	今後についても、障がい者スポーツ大会への支援及び障がい者作品展への参画などを通じ、障がい福祉施設利用者及び在宅の障がい者が地域住民との日常的な交流機会を図ることができるよう取組を推進していきます。	A

評価（A：実施率９０％以上、B：５０％以上９０％未満、C：５０％未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
社会福祉協議会の取組	**①地域で支え合う仕組みづくり**					
	地域支え合い事業の推進	社会福祉協議会	地域おたすけ隊の運営支援、新規開設団体への支援及び地域支え合い協力店（地域商品券の利用）の拡大を図り、「地域支え合い事業」を推進します。	住民相互の有償による支え合いサービスの提供を図るため、地区ボランティア等に「地域おたすけ隊」の運営を委託（５団体）し実施しました。 また、市内商店等には「地域支え合い協力店」として協力をいただきました（市内166店舗が加盟）。	会員増強のため、地域おたすけ隊に関する懇談会の実施や、あいあいまつりなどのイベントでの啓発を強化します。また、「地域おたすけ隊」の活動がない地域があるため、その解消を目指します。 地域商品券については、利用機会の拡大を図ります。	A
	食の支援を通じた支え合いの推進	社会福祉協議会	フードパントリーの取組による食糧等の支援を通じ、関係機関との連携、支援が必要な人の早期発見に努めるなど生活困窮者支援を通じた地域の支え合いの輪の拡大を図ります。	食品配付会としてフードパントリーを８回開催し、延べ687世帯へ支援を実施しました。また、個別の食糧支援については、114世帯を支援しました。	食品の寄付、寄贈を受けるフードバンクの周知を強化し、より多くの市民、団体等の参加と協力が得られるような取組を進めます。	A
	地域課題解決に向けたＮＰＯ法人や民間事業者等との連携の強化（ソーシャルビジネスとの連携）	社会福祉協議会	地域課題の解決とビジネスの両立を目指す取組として、ソーシャルビジネスという手法が注目されており、ＮＰＯ法人や民間事業者との連携を強化することにより、地域を支える新たな担い手やパートナーとしての参加を促進します。	市内民間事業者が提供する地域課題解決型プログラムの実施協力などを通じ、協働による課題解決に向けた取組を進めました。	社会福祉協議会が運営する施設等における協働のありかたについても検討し、地域、事業所、施設の「三方良し」の関係づくりを進めます。	B
	②社会的孤立や孤独防止を進めるための住民参加による見守り・安否確認の仕組みづくり					
	地域特性に応じた、住民参加による見守り・安否確認の取組の促進	社会福祉協議会	地域福祉推進組織が中心となり、地域懇談会（まちごとカフェ）などで見守り・安否確認をテーマとした検討を行い、地域の実情や特性を生かした取組を促進します。	地域ケア会議や協議体などの既存の会議等に参加し、地域課題等の話し合いを進めましたが、その組織を中心とした見守り・安否確認をテーマとした検討には至りませんでした。	見守り・安否確認については、様々な主体により取り組まれていることから、まずはそれぞれの取組における現状と課題を共有するところから進めていく必要があります。	C
	「歳末たすけあい」による地域見守り活動の促進	社会福祉協議会	歳末たすけあい募金を原資として、民生委員に支援を必要とする人の調査連絡活動を依頼するとともに、見守り活動に対する助成を行います。 また、見守りを要する世帯へのおせち料理の配達や地域食堂、フードパントリーなどの取組と連携した歳末支援活動を通じ、「歳末たすけあい」による見守り活動を促進します。	民生委員児童委員協議会が実施する見守り活動等に対し助成金を交付し、取組の支援を行いました。 また、おせち料理のお届けや、各種歳末たすけあい活動を通じ、地域の見守り活動の実施を支援しました。	引き続き、民生委員児童委員協議会が実施する見守り活動等に助成金を交付し、年末年始の見守りの強化を図ります。	A
	（３）災害に備えた支援体制の構築					
市の取組	**地域の防災活動への支援・防災知識の普及啓発**	危機管理課	自主防災組織の中心的な役割を担うリーダーの養成講座の実施、自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行うとともに、広報ひだかや市のホームページ等により、地域における防災知識の普及啓発を行います。	自主防災組織の活動に係る補助金の交付により活動支援を行いました。 避難所運営をテーマに自主防災組織リーダー養成講座を実施し、防災人材の育成に取り組みました。 【自主防災組織訓練補助金交付回数　91回】	自主防災組織リーダー養成講座のほか、自主防災組織への補助による活動支援や地域における防災知識の普及啓発について、引き続き実施します。	A
	避難行動要支援者制度の充実	危機管理課	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を要支援者の同意を得て、区長や民生委員等の避難支援者に提供し、災害時の適切な避難誘導につなげる制度の充実を図ります。	区長や民生委員等の避難支援者に対し、同意を得た人の名簿状況を提供することで、災害時の適切な避難誘導につなげられるよう啓発しました。 【令和７年４月１日現在登録者数　589人】	制度内容の周知を図り、同意申請者の提出を呼びかけることで、名簿登録者数増加を目指すほか、個別避難計画策定を目指し、福祉関係機関と協議を進めていきます。	A
	福祉避難所の設置及び充実	危機管理課	高齢者や障がい者等の要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉施設等と福祉避難所開設に関する協定の締結を推進します。	福祉避難所開設に関する協定の締結に向けて施設と協議を行いました。	施設担当者との意見交換や情報提供を継続して実施します。 福祉避難所開設訓練については、実施に向けて引き続き検討していきます。	A
	災害支援の実施	生活福祉課	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩西支部との「住宅火災等の災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定」により、被災時における住宅支援を行います。	住宅火災の被災者に対し、速やかな居住地確保ができるよう、協力店の情報提供を行いました。	住宅火災等の被災者に対し、必要な情報の提供や支援を速やかに行えるよう努めます。	A
社会福祉協議会の取組	**①災害への備え**					
	ＢＣＰ（事業継続計画）の立案	社会福祉協議会	災害時や緊急事態に求められる機能（災害ボランティアセンターの設置運営や避難所運営支援機能、重要業務の速やかな再開など）を発揮するために、業務の復旧や継続に関する計画を立案します。	災害や感染症などの緊急事態に備えるため、法人としてＢＣＰ（事業継続計画）を策定しました。	ＢＣＰ（事業継続計画）に基づいた訓練や日常業務の見直しを図り、平時から緊急時に困らない対応体制について検討します。	A

評価（A：実施率９０%以上、B：５０%以上９０%未満、C：５０%未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
社会福祉協議会の取組	**避難所運営訓練の実施**	社会福祉協議会	総合福祉センター「高麗の郷」は、災害時における指定避難所に指定されており、発災時は社会福祉協議会も市が進める避難所運営に協力することとなっています。 いざという時に備え、近隣地域や防災関連団体等と連携して避難所運営訓練を実施し、併せて防災意識の啓発を促進します。	避難所運営に関する具体的な協議、検討は進めることができませんでした。	社会福祉協議会として求められる災害ボランティアセンター運営等との調整も必要であり、今後、近隣地区との協議なども進めていく必要があります。	D
	災害ボランティアセンター運営訓練	社会福祉協議会	災害ボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンター運営訓練を実施します。	災害ボランティアセンター運営訓練の実施には至りませんでした。	埼玉県社会福祉協議会による災害ボランティア運営支援システムに加入することで、ニーズ把握から情報提供に至るまでの一連のプロセスの変更が見込まれます。 変更点を踏まえた運営マニュアルの改定を行い、訓練を実施していく必要があります。	D
	②災害への対応					
	災害ボランティアセンターの運営	社会福祉協議会	災害発生時におけるボランティア活動を効率よく進めるため、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。	災害ボランティアセンターの設置に至る災害はありませんでした。	災害に備えた事前の準備を進めます。	D
	被災地へのボランティア、職員派遣などの支援	社会福祉協議会	被災地への支援のため、災害ボランティアバスパックなどの企画実施、支援物資の取りまとめなどのほか、被災地域からの要請に基づき、職員派遣などの支援を行います。	被災地域への職員派遣、ボランティアバスの運行等の支援には至りませんでした。	災害に備えた事前の準備を進めます。	D
３．担い手づくり（専門職から住民一人一人まで地域福祉を支える担い手づくり）						
	（１）介護・保育人材の確保等の推進					
市の取組	**介護人材確保等の方策の実施**	長寿いきがい課	介護職員が働く職場環境の改善や介護職員の質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市町村の取組を踏まえ、必要な方策を実施します。	埼玉県の介護人材育成・就職支援事業に連携し、広報等を通じて説明会を随時開催するなど、市民の介護職への就職機会の提供及び市内介護事業所の人材確保に努めました。	埼玉県介護人材育成・就職支援事業に連携し、介護人材の確保に努めます。	A
	保育人材確保等の方策の実施	子育て応援課	保育士が働く職場環境の改善や保育士の質を高めるための研修等について、待機児童対策とともに国や県の動向、他市町村の取組を踏まえ、必要な方策を実施します。	保育士の質の向上を目指し、研修会開催及び外部研修等に参加しました。	働きやすい環境を維持するため、保育士との情報交換をしつつ、引き続き環境の改善に努めます。	A
	飯能看護専門学校への運営補助	保健相談センター	地域の看護活動を担う看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校に対して運営の補助を行います。	地域医療を支える看護師の育成を図るため、飯能地区医師会が経営する飯能看護専門学校へ補助金を交付し、その運営を支援しました。	地域医療を支える看護師等については人材不足が懸念されています。ひとりでも多くの看護師の育成を図るためにも、看護専門学校への支援については継続する必要があります。	A
	看護実習生の受入れ	保健相談センター	医療・介護分野等での看護活動を担う看護師の育成を支援するため、看護実習生の受入れを行います。	医療・介護分野等での看護活動を担う看護師の育成を支援するため、飯能看護専門学校・埼玉医科大学保健医療学部・西武文理大学看護学部・埼玉医科大学短期大学の実習生を受入れました。	医療・介護分野等での看護活動を担う看護師の育成を支援するため、引き続き看護実習生の受入れを行います。	A
	社会福祉士実習生の受入れ	生活福祉課	社会福祉士の養成支援のため、福祉事務所において実習生の受入れを行います。	実習生の受け入れはありませんでしたが、受入体制が整えられるように社会福祉士実習指導者講習会に1人が受講しました。	実習指導者を計画的に増員し、実習生の受入体制を整えていきます。	C
社会福祉協議会の取組	**実習生の受入れ**	社会福祉協議会	社会福祉を担う人材の養成を支援するため、社会福祉士実習（ソーシャルワーク実習）、介護福祉士養成を目的とした実習生の受入れを行います。 また、地域における多職種連携を見据え、看護実習生の受入れを行います。	社会福祉士実習生２人、介護福祉士実習生１人、看護実習生８人の受入れを行い、医療介護、福祉に関する人材養成を支援しました。	実習生の受入を通じて、医療介護、福祉に携わる人材の育成に努めます。	A

評価（A：実施率９０%以上、B：５０%以上９０%未満、C：５０%未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
（２）地域福祉の課題を学び、考える機会の充実						
市の取組	**地域福祉意識の普及啓発促進**	生活福祉課	社会福祉協議会が行う地域福祉関係講演会等に対して、協力・支援を行うとともに、生涯学習出前講座の実施や地域福祉計画の内容・理念について、市のホームページ等でＰＲします。	地域福祉関係講演会等は実施できませんでしたが、地域福祉計画の内容について生涯学習出前講座を１回実施しました。	地域福祉活動に関する情報発信を強化していきます。	C
	地域福祉活動の情報発信の強化	生活福祉課	地域福祉活動を行っている団体等の情報を把握するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動等の取組内容を広報ひだかや市のホームページ等でＰＲします。	社会福祉協議会との連携を密にし、情報交換を行いながら、地域福祉活動を行っている団体等の情報把握に努めました。 地域おたすけ隊のコーディネーター会議に参加し、現状把握を行いました。	地域福祉活動等の取組内容をさらにＰＲしていきます。	C
	認知症サポーター養成講座の開催	長寿いきがい課	認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族を温かく見守りながら、できる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。	キャラバンメイトである地域包括支援センターの職員を講師にして、認知症サポーター養成講座を17回開催し、376人の養成を行いました。	「認知症サポーター」を増やしていくために、引き続き認知症サポーター養成講座を開催していきます。	A
	ゲートキーパー養成講座の開催	保健相談センター	自殺について正しく理解し、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」を養成します。	３月の自殺対策強化月間に合わせて、市内在住・在勤者及び市職員を対象に、ゲートキーパー養成研修を開催し、23人の参加がありました。また、同月と９月の自殺予防週間に合わせて、広報ひだかや市ホームページで周知を図りました。	今年度も同様に、養成研修と広報ひだかや市ホームページを活用した周知を実施していきます。	A
	福祉学習の推進	学校教育課	福祉に対する関心と理解を深め、互いに支え合い、豊かに生きていこうとする心と態度を身に付けること等を目的に、小・中学校及び義務教育学校における教育の充実を図るとともに、中学生（義務教育学校後期課程の生徒を含む）のボランティア活動の機会の増加を図ります。	小・義務教育学校では、４年生の総合学習において、車いす体験やアイマスクをつけてのブラインドウオーク、ボッチャなどパラスポーツの体験を行いました。体験することや使用者の生活の様子を聞くことによって、福祉に対する関心と理解を深めることができました。 社会奉仕体験として、小中一貫校の児童・生徒が地域の方と交流しながら清掃活動に参加し、自分たちの街を大切に思う気持ちを育むことができました。 中・義務教育学校では、社会福祉協議会と協力して、認知症サポーター養成講座を受講したり、募金活動、ペットボトルキャップやコンタクトレンズケースの回収など地域福祉や国際支援に貢献しました。	今後も引き続き取り組み、体験学習の場を増やし、福祉学習の推進に努めてまいります。	A
	共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実	学校教育課	障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことを目指すとともに、心のバリアフリーを育む交流及び共同学習の充実を図ります。	県立特別支援学校に在籍する児童生徒が、市内の小・中・義務教育学校に「支援籍」を置くことにより、各学校のクラスメイトとともに学習活動を行い、交流を深めました。	障がいのある児童生徒が居住地の小・中・義務教育学校のクラスメイトと交流しながら必要な学習を学べるよう努めてまいります。	A
	日高ライブラリーカレッジの開催	生涯学習課	受講生の自主的な企画運営等、「協働」によるまちづくりへの市民参画を促すことをきっかけとして、ボランティア活動や地域活動への関心を高める機会の充実を図ります。	第34回日高ライブラリーカレッジを全７回開催しました。受講生有志による企画運営委員会では、講座の企画と講師の選定、運営を行いました。 【受講申込　62人　延べ受講者　386人】	参加者の固定化、委員の高齢化に対し、新規の参加者、新規のスタッフの参画及び、集客力のある講義内容を設定する必要があります。	B
社会福祉協議会の取組	**①福祉教育の推進**					
	地域福祉教育の推進	社会福祉協議会	地域に根ざした「福祉のまちづくり」のため、学校のみならず、地域においても福祉について学び合う機会を作り、親子で参加できるプログラムや児童・生徒の参加による地域支え合い活動等を行うことで地域福祉教育を推進します。	市で実施する「出前講座」にメニュー登録を行い、５件の依頼に対応し、地域福祉教育を進めることができました。	引き続き、出前講座の要請にこたえるとともに、公民館行事への参加などを通じた取組を推進します。	A
	福祉教育・ボランティア学習の支援	社会福祉協議会	福祉に関する理解と関心を高めるために、市内の学校等で取り組まれる福祉をテーマとした学習について、プログラムの企画に関する相談や学習支援者の派遣などの連絡調整を行います。	学校における福祉教育プログラムの立案を支援しました。市内６校に対し支援を行い、延べ1,464人の参加がありました。	引き続き、学校における福祉教育プログラムの立案の支援を行います。	A
	障害平等研修（DET）による障がいに関する学習を通じた啓発	社会福祉協議会	福祉教育のメインテーマに「障がいに関する理解」があります。障がいに関する理解をより高め、啓発を進めるため、障がい者自身が対話の進行役となって進める障害平等研修（Disability Equality Training：DET）のプログラムを用いた学習を促進します。	障害平等研修ファシリテーターを講師として招き、市内の学校における福祉教育プログラムにおいて指導をお願いし、試行的な取組を行いました。	障害平等研修ファシリテーターの養成を図り、福祉教育プログラム実施場面における活動機会を提供します。	A

評価（A：実施率９０％以上、B：５０％以上９０％未満、C：５０％未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
社会福祉協議会の取組	**②ボランティア活動や地域貢献活動への参加のきっかけづくり**					
	彩の国ボランティア体験プログラムの実施	社会福祉協議会	ボランティア活動への参加のきっかけづくりとして、彩の国ボランティア体験プログラムを実施します。	ボランティア活動の参加のきっかけとして「彩の国ボランティア体験プログラム」を実施し、市内では36のメニューを提供し、延べ61人の参加がありました。	より多くの参加者がスムーズに参加できるようなマッチングの仕組みを構築します。	A
	地域貢献学習の取組	社会福祉協議会	地域課題の解決に向けて活動する様々な人たち（地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、各種団体、企業等）による取組を基盤とした地域貢献学習に着目し、新たなつながりづくりを進めます。	地域課題の解決に向けた活動から学ぶ地域貢献学習の機会として、地域おたすけ隊の取組への参加を促進しました。	地域おたすけ隊の取組だけではなく、様々なテーマで取り組まれる地域福祉活動を通じての学習機会の確保を図ります。	A
	成果を確認し、地域福祉を広げる取組	社会福祉協議会	社会福祉に貢献した人の表彰や、地域福祉実践の成果や課題の確認、共有を目的とした取組を進めます。	社会福祉に貢献した人の表彰の機会として、日高市社会福祉大会を開催しました。（社協会長表彰14人、会長感謝状３団体、共同募金会支会長表彰２人、支会長感謝状１人）	引き続き、日高市社会福祉大会を開催し、地域福祉を広げる取組の充実を図ります。	A
	（３）地域福祉を担う住民及び団体の育成・支援					
市の取組	**地域福祉活動の促進**	生活福祉課	社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会を開催するとともに、地域福祉活動の手引を作成し、広報ひだかや市のホームページ等でＰＲします。	地域福祉活動のきっかけづくりとしての講演会・研修会の開催や地域福祉活動の手引きの作成には至りませんでした。	地域福祉活動に関する情報発信を強化していきます。	D
	自治会等の活動への支援	総務課	自治会活動の活性化と地域コミュニティの促進を支援するため、区運営交付金等の交付、自治会運営マニュアルの作成、区長研修の実施、公会堂等の施設整備に対する補助、区加入率増加のための支援、コミュニティ活動を行う団体への支援を行います。	市補助金を活用し、高麗・高麗川・高萩地区それぞれにおいて、連絡協調推進会議を開催しました。	引き続き、自治会等の活動に必要な支援を実施します。	A
	ボランティアセンターへの支援	総務課	社会福祉協議会の「ボランティアセンター」の機能強化・充実を図るため、ボランティア団体及びボランティア活動に対して行う情報化支援、相談支援、財政支援等の各種事業の支援を行います。	日高市社会福祉協議会の「ボランティアセンター」の機能強化・充実を図るため、ボランティアネットや交流会等への財政支援を実施しました。	引き続き、ボランティアネットや交流会等への財政支援を行っていきます。	A
	ボランティア団体・ＮＰＯ法人等への支援	総務課	地域社会におけるボランティア・市民活動の活性化を図るため、社会福祉協議会の「ボランティアセンター」と連携し、ボランティア団体等の活動支援を行うとともに、埼玉県西部地域振興センターと連携し、ＮＰＯ法人立ち上げ相談等の支援を行います。	日高市社会福祉協議会を通し、ボランティア活動を行っている11団体に対し、計1,005千円を補助しました。	引き続き、日高市社会福祉協議会を通して、ボランティア団体の活動への支援を行っていきます。	A
	地域における人づくりの支援	生涯学習課	習得した知識・技能を地域に還元し、まちづくりの一助とするため、「生涯学習まちづくり出前講座」を行うとともに、「人づくり」に関する講座や講演会等を開催することで、地域の課題を地域で解決できる人材を養成します。	「生涯学習まちづくり出前講座」を実施し、市民編４講座・参加者232名、行政編30講座・参加者946名が受講しました。 各公民館で、地域の特性に合わせて市民を講師とした講座を開催し人づくりの養成を行いました。	学習コミュニティの形成と活力あるまちづくりのため、市民のニーズにあった魅力ある講座を提供していきます。	B
社会福祉協議会の取組	**ボランティア・市民活動支援センターの充実**	社会福祉協議会	地域福祉に参加して活動する人を増やすためには、周知だけではなく、参加を援助する仕組みが必要です。 ボランティア・市民活動支援センターの運営を通じて、ボランティアや市民活動の情報の収集と提供、マッチングなどを行い、人と人、人と活動の「つなぎ役」としての取組を強化します。	ボランティアコーディネーターを配置して、ボランティア・市民活動支援センターとして①ボランティア登録・保険加入支援、②各種ボランティア活動の支援、③各種機材等の貸し出しを実施しました。	内容の充実を図るため、ボランティアサポーターと連携した取り組みを進めます。	A
	各種ボランティア講座の開催	社会福祉協議会	ボランティア講座は、学習を通じて課題や当事者に触れる重要な機会です。当事者支援活動に取り組む団体やボランティアサポーターと連携して、多様なメニューの講座を開催します。	ボランティア団体の協力により、傾聴とこころのサポートボランティア養成講座を開催しました。 また、市からの委託を受け、聴覚障がい者の協力により、手話奉仕員養成講習会（入門課程）を開催しました。	各種ボランティア講座の開催を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。	A
	地域支え合いの取組への参加の促進	社会福祉協議会	地域支え合いの取組は、支援やサービスの提供を通じて課題や当事者に触れる機会となります。地域おたすけ隊やサロン活動運営者と連携して、活動につながるような機会づくりを進めます。	地域支え合い事業への参加の機会を確保することで、活動への参加を促進しました。	引き続き、地域支え合い事業への参加の促進を図ります。	A

評価（A：実施率９０%以上、B：５０%以上９０%未満、C：５０%未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
	（４）社会福祉法人、企業、大学等との連携強化					
市の取組	**社会福祉法人との連携強化**	生活福祉課	市内の社会福祉法人が自主的に行う公益的な取組について、地域の実情に応じた取組がなされるよう、市と社会福祉協議会との連携強化を行うとともに、公益的な取組内容について市のホームページ等でＰＲします。	市内社会福祉法人の地域における公益的な取組について現状把握に努めました。	社会福祉法人間の連携を強化し、広域的な取組内容について情報発信をしていきます。	C
	地域支え合い事業の推進【再掲】	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める「地域おたすけ隊」の取組について、必要な支援を行います。	地域おたすけ隊の運営を支援している社会福祉協議会に対して財政的支援を行うことにより活動を支援しました。 また、コーディネーター会議に参加し、地域おたすけ隊の現状把握を行いました。	社会福祉法人間の連携を強化し、広域的な取組内容について情報発信をしていきます。	A
	有識者の登用	生活福祉課	大学、専門学校等の職員について、その知見を市政に反映するため、福祉に係る市の審議会等に登用します。	専門的な立場から意見をいただき市政に反映するため、大学教員の審議会への登用を行いました。	引き続き、専門的な知識や経験を市政に反映するため、大学、専門学校等の職員を審議会等へ登用していきます。	A
	要援護高齢者等支援ネットワークの実施	長寿いきがい課	高齢者、障がい者等の異変時における早期発見や早期対応のため、市内事業所に協力を依頼します。また、高齢者等地域見守り活動に関する協定を締結している事業所についても、見守り活動の支援協力を依頼します。	市内を日常的に巡回している19事業所と協定を締結しているほか、年度当初に各地域包括支援センター職員が各事業所を訪問して協力を依頼した結果、ネットワークへ登録する事業所数を増加させることができました。 また、令和８年２月17日に要援護高齢者ネットワーク研修会を開催しました。	市内事業所への訪問及び協力依頼を通した登録事業所の増加を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。	A
		障がい福祉課		市内障がい福祉施設及びサービス事業所等へ、見守り活動への支援協力を依頼し、支援協力を行いました。	今後も、障がい者等の異変を早期発見、早期対応するため、継続して関係機関に協力及び支援依頼を行います。	A
		産業振興課		地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の消費者被害防止に努めました。	引き続き、地域包括支援センター等と連携し、高齢者等の消費者被害防止に努めます。	A
	子育て応援自動販売機の設置	子育て応援課	市の子育て応援を「行政・民間・市民」で推進するため、企業等と連携して、子育て応援（寄附付き）自動販売機を市内の店舗等に設置します。	子育て応援自動販売機の設置を推進するため、情報発信や企業訪問等に努め、新たに１台を設置しました。	新たな子育て自動販売機の設置に向け、情報発信に努めるとともに、市内の企業との連携を図ります。	A
	子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）の普及	子育て応援課	妊娠中の人や子どもを持つ家庭に優待カードを配布し、協賛店舗等で特典が得られる「子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）」の周知を図るとともに、協賛店舗等の募集を行います。	県が実施する子育て世帯への優待制度（パパ・ママ応援ショップ）として、18歳までの子どもがいる家庭または妊婦がいる家庭に対し、パパ・ママ応援ショップ優待カードを配布しました。 また、昨年度から引き続きスマートフォンアプリ（LINE）版優待カードへの切り替えを含め、制度の広報・周知を図りました。	県から提供される情報をもとに、適切なタイミングで広報・周知を図ります。	A
	健康づくり事業等の連携	保健相談センター	健康づくりに係る事業について、講演会の講師や事業に係る運営協力等、大学、専門学校等と連携した取組を行います。	ロコモティブシンドロームの予防教室や体力測定とウオーキングの教室を埼玉医科大学保健医療学部の協力を得ながら実施しました。	引き続き、大学等と連携し、専門知識の提供を受けながら効果的な事業を実施していきます。	A
社会福祉協議会の取組	**社会福祉法人との連携**	社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉法人が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする人に無料又は低額な料金で提供する「地域における公益的な取組」を進めるとともに、市内の社会福祉法人間の連携、協働体制の構築を協議する機会を設定します。	市内の社会福祉法人間の連携のための機会づくりには至りませんでした。	社会福祉法人連絡会議の開催など、まずは法人代表者等によるコミュニケーションを図っていくことが肝要です。	D
	企業、大学等との連携	社会福祉協議会	地域福祉に関するテーマは多様であり、それに伴って、関係先も多様となっています。移動困難者への対応、防災や減災、農福連携など、従来の福祉分野だけではなく、ビジネスの要素を取り入れた解決策を模索します。また、取組を進めるにあたって、学術的な知見を取り入れるため、大学等との連携を進めます。	近隣の大学からインターンを受け入れ、社会福祉分野以外からのアプローチについて認識を深めました。	今後は企業との連携により、具体的な地域問題の解決に向けた対応ができるような体制構築を図る必要があります。	A

評価（Ａ：実施率９０％以上、Ｂ：５０％以上９０％未満、Ｃ：５０％未満、Ｄ：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
４．環境づくり（誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり）						
	（１）社会的孤立対策の推進					
市の取組	**民生委員・児童委員の活動支援及び活動への理解促進【再掲】**	生活福祉課	地域の実態把握、地域での見守り・支え合い活動の推進等、民生委員・児童委員活動を充実するため、活動費の助成、研修等の支援及び地域住民に対して活動への理解を促進することで活動しやすい環境の整備を行います。	民生委員・児童委員の活動費を助成するとともに、委員が活動しやすくなるよう、広報ひだか及び市ホームページによる活動のＰＲを行いました。	今後も民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、地域住民への理解促進及び担い手不足解消に努めます。	A
	コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）及び相談支援包括化推進員の配置支援【再掲】	生活福祉課	社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）及び相談支援包括化推進員が配置され、円滑な活動が行えるよう、市と社会福祉協議会との連携を強化します。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーター配置における財政支援を行いました。	社会福祉協議会との連携を図り、円滑に相談活動が行われるよう支援していきます。	A
	生活困窮者自立支援の充実	生活福祉課	経済的な問題、社会的孤立及び心身の問題など様々な課題を抱える生活困窮者に対して、相談支援や就労支援等を包括的に行う「自立相談支援センター」を設置し、ハローワーク等の関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	さまざまな課題を抱える生活に困窮している人に対して、個人の状況に合せた包括的かつ継続的な支援（生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業）を実施しました。 【新規相談受付176件、プラン申込22件、支援件数3164件、就労準備支援3件、家計改善支援21件】	主任相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員が一体となって、生活困窮者が生活保護に陥る事が無いよう、引き続き支援していきます。	A
	生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施	生活福祉課	貧困連鎖の防止を図るため、生活保護世帯又は生活困窮世帯であって、高等学校等に進学する中学生や高等学校在校生に対して学習支援を行います。	子どもの学習支援事業を、一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワークに委託し、実施しました。 【教室開催数　年間44回、参加者　延べ195人（中学生105人、高校生90人）、中学３年生の進学率　100%、高校生の中退率　０%】	引き続き、子どもの学習支援事業を委託により実施し、進学に関する支援や高校進学者の中退防止に関する支援等を実施していきます。	A
	ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）相談及びＤＶ防止に向けた啓発活動の推進【再掲】	総務課	ＤＶ被害者からの相談に応じ、被害者に必要な情報の提供及び支援を行うとともに、ＤＶ防止に向けた啓発活動やＤＶ防止講座等を行います。	ＤＶ被害者からの相談に応じ、被害者に情報の提供及び支援を行いました。また、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて広報ひだかにＤＶに関する啓発記事を掲載しました。 市内中学校及び義務教育学校３校でデートＤＶ防止講座を実施しました。デートＤＶとは何か、被害者にも加害者にもならないためにはどうしたら良いのか、悩んだ時の相談先について等を生徒に伝えました。	引き続き、ＤＶ被害者からの相談に応じ、被害者に必要な情報の提供及び支援を行うとともに、ＤＶ防止に向けた啓発活動やＤＶ防止講座等を行います。	A
	ひとり親家庭等の自立支援の実施	子育て応援課	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が抱える様々な生活課題についての総合的な相談に応じます。また、自立に向けた教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の給付を行います。	母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題に対する相談に応じるとともに、ハローワークや県福祉事務所と連携して就業相談を行うなど、自立に向けた総合的な支援を行いました。 また、ひとり親家庭の母（父）の就労における能力開発を促すため、就業に有利な資格取得に向けた支援を行いました。	母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員を中心に、ハローワークや県福祉事務所など関係機関と連携しながら、ひとり親家庭に対する適切なフォローアップに努めます。	A
	伴走型相談支援の実施	保健相談センター	妊娠期から出産・子育てまで保健師等が一貫して相談に応じ、切れ目のない支援を行うことで、出産・育児の不安感や孤立感の軽減を図ります。	妊娠届出時の面談、新生児訪問を実施し、妊娠中から出産後に利用できるサービスについて説明を行いました。また。妊娠８か月の頃にアンケートを送付し、不安を感じている妊婦に対して面談等を実施して不安を解消することに努めました。	引き続き、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を行えるよう、面談や訪問を実施していきます。	A
	ケアラー・ヤングケアラー支援の充実	生活福祉課	ケアラー・ヤングケアラーの啓発活動等を行うとともに、子育て、高齢、障がい、生活困窮、保健、教育等の関係各課と連携した相談体制等の整備を行います。	11月のケアラー月間に広報ひだかや市ホームページの掲載、パネル展示等を行い、啓発活動に努めました。	関係各課と連携し、周知・啓発を実施します。	B
		子育て応援課（現：こども家庭センター）		市民まつりや健幸まつり等、市民が参加するイベントにおいて、ヤングケアラーに関する周知・啓発に努めました。また、市内小中学校、義務教育学校を対象にヤングケアラー実態調査を実施し、該当児の把握とともに、面談による状況確認及び支援を行いました。	引き続き、周知・啓発を行うとともに、ヤングケアラーの把握に努め、一人ひとりに適した支援を行っていきます。	A
		保健相談センター		パンフレットを設置して啓発活動を行うとともに、日高市福祉複合課題調整チームへ参加し、相談支援体制整備に当たりました。	引き続き、パンフレットを設置して啓発活動を行うとともに、日高市福祉複合課題調整チームへ参加し、相談支援体制整備に努めてまいります。	A

評価（A：実施率９０％以上、B：５０％以上９０％未満、C：５０％未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**障がい者就労支援センター及び地域活動支援センターの充実**	障がい福祉課	障がい者等の就労、雇用等の相談支援を行う「障がい者就労支援センター」の設置とともに、社会との交流促進のため地域での創作活動等を行う「地域活動支援センター」を設置し、充実を図ります。	社会福祉協議会内に障がい者就労支援センターを設置し、障がい者の就職及び就労について支援を行いました。また、就労、雇用等の相談を行い、267人の登録者があり、うち148人が就労に結び付きました。 地域活動支援センターについては、市内３か所設置し、障がい者の社会との交流促進に努めました。 【地域活動支援センター　３施設の登録者数24人、年間利用者数　延べ2,172人】	障がい者就労支援センターにおいて、就労、雇用の相談支援等を実施し、障がい者の就職及び就労の定着について支援していきます。 地域活動支援センターについても引き続き３か所設置し、社会との交流促進のため、地域での創作活動等を実施していきます。	A
	ひきこもり支援の充実	保健相談センター	自立相談支援センターと連携し、ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備するとともに、関係機関・団体等とのネットワークの構築を図ります。	狭山保健所と共催で、ひきこもり支援者向けに、支援者のスキルアップや支援者のネットワーク構築を目的とした事例検討会を実施しました。 また、ひきこもりに関する相談窓口として自立相談支援センターと保健相談センターを、パンフレットや県の相談窓口案内等に明記しました。	引き続き、事例検討会等を通して、不登校・ひきこもり支援に関するネットワークの構築を図ります。	A
	自殺対策の推進	保健相談センター	国の自殺総合対策大綱及び県の自殺対策計画等を踏まえ、市における自殺対策を推進するため、自殺対策計画を策定し、関係機関とのネットワークの強化、相談体制の強化、普及啓発等を総合的に展開します。	各種会議等の実施や参加、健康相談や個別相談（電話・面接・訪問）等を実施しました。 また普及啓発では、広報ひだかや市ホームページ、チラシ等のほか、出前講座やこころの健康づくり講演会「うつ病の理解と対応」を開催しました。	引き続き、自殺予防を図るため、計画に基づいた自殺対策を推進します。	A
	いじめ防止及び不登校対策の推進	学校教育課	いじめ防止や不登校対策について、学校、家庭、地域等が一体となって早期発見・対応を図るとともに、教育センターを中心とした教育相談体制の充実及び心理的影響や体調不良等、不登校状態にある児童・生徒に対し、教育支援センター（ユリイカ）において必要な支援を行います。	いじめ防止のために、日高市いじめ問題専門委員会を年２回開催しました。 教育相談室には、教育相談員４名（うち心理職２名）が在籍し、面接相談や電話相談、移動相談を通じて、相談者への対応を行いました。 教育支援センター（ユリイカ）ではさまざまな理由で学校に行けず休んでいる児童生徒に対し、自主学習や体験学習などを通じて学校復帰を支援しました。学びを保証することを優先していますが、不登校気味である児童生徒の居場所としての機能も果たし、自立支援を目指した指導・援助を行いました。 体調不良や不登校状態にある児童生徒が増加傾向にあり、支援できる場所を増やすため、高萩北中学校内に教育支援センターを新設するための準備を行いました。	今後も、教育相談室と連携を図りながら、相談者への丁寧な対応に努めるとともに、教育支援センターに通級する児童生徒に対して必要な支援を着実に行い、いじめの防止や不登校対策の推進に取り組んでまいります。	A
	再犯防止等の推進	生活福祉課	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び市保護司会等の関係機関と連携した取組を行うことにより、再犯防止等を推進します。	市保護司会と連携し、社会を明るくする運動等による啓発を行いました。	国及び県施策の動向を注視するとともに、関係機関と連携した啓発活動等に取り組みます。	A
社会福祉協議会の取組	**犯罪抑止や犯罪防止のための対応の促進**	社会福祉協議会	福祉的な支援を要する人への支援について、自主事業や受託事業の枠を超えた総合的な対応を促進します。	ＣＳＷによる個別ケースへの関わりを通じ、触法対象者への犯罪抑止や防止のための対応を進めました。	個別ケースの関わりだけでは限界があるため、個別の問題を地域で共有することで、地域ぐるみで解決を図ることができるような取組を進めます。	B
	専門職による伴走型支援	社会福祉協議会	生活上の不安や困りごとを相談できる人が身近にいない人に対し、専門職による伴走型支援を行います。	自立相談支援機関やＣＳＷによる個別ケースへの関わりを通じて通院や法律相談への同行などの伴走型支援を行いました。	継続的にかかわることで、相手の意思を尊重した「意思決定支援」を行います。	B
	孤立しやすい世帯に対する専門職と地域をつなぐ活動の支援	社会福祉協議会	複合的な課題を抱える孤立しやすい世帯への対応のため、高齢や障がい、児童など、異なる専門分野を超えて地域の課題解決に向けて話し合いができる機会づくりを進めるとともに、民生委員・児童委員や地域ボランティアとも課題や情報が共有できる活動を支援します。	自立相談支援機関の取組などを通じ、ひきこもり世帯等への支援に向けた関係機関との関係構築を進めました。	自分たちの地域や課題の状況が分かるような学習の機会として「地域福祉フォーラム」を活用するなど、対応を進めます。	A

評価（A：実施率９０%以上、B：５０%以上９０%未満、C：５０%未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
（２）福祉サービスの苦情解決体制の強化						
市の取組	**福祉サービス第三者評価の普及**	生活福祉課	市が所管する社会福祉法人に対し、県が実施している福祉サービス第三者評価を周知するとともに、社会福祉法に基づく苦情解決体制について、適正に福祉サービスが実施されているか定期的に確認をします。	市が所管する社会福祉法人に対し、現況届の確認を実施し、社会福祉法に基づく苦情解決体制が適正に実施されている状況について確認しました。	今後も適正な福祉サービスが提供されるよう確認を行います。	A
		障がい福祉課		市が所管する社会福祉法人から提出された財務諸表等により、法人の運営が適正に実施されているか確認を行いました。	今後も法人に対して、随時情報提供等を行い、適正に運営されるよう支援します。	A
		子育て応援課		利用者からの相談などを社会福祉法人と情報共有し、随時、運営改善などの支援を行いました。	社会福祉法人が適正な事業運営ができるよう、利用者からの苦情などを丁寧に聞き取り、社会福祉法人への改善指導を行います。	A
		長寿いきがい課		市が所管する社会福祉法人に対し、現況届の確認を実施し、社会福祉法に基づく苦情解決体制が適正に実施されている状況について確認しました。	指導監査の定期的な実施及び現況届の確認等を通して、適正な福祉サービスの提供等について確認を行います。	A
	社会福祉法人の指導監査等の実施	生活福祉課	市が所管する社会福祉法人に対し、社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、指導監査を定期的に実施するとともに、県が行う施設監査の状況を把握するなど、福祉事業者の情報を把握し、必要な対応を行います。	市が所管する社会福祉法人から提出された財務諸表等により、法人の運営が適正に実施されているか確認を行いました。 また、他課が所管する法人への監査支援を行いました。	今後も法人に対して、随時情報提供等を行い、適正に運営されるよう支援します。	A
		障がい福祉課		市が所管する社会福祉法人に対し、現況報告書等により社会福祉法人が適正に運営されている状況を確認しました。	今後も現況報告書等により、社会福祉法人が適正に運営されているか状況を確認し、定期的な指導監査を実施します。	A
		子育て応援課		社会福祉法の規定による現況報告に基づき、会計資料等の確認及び必要な指導監査を実施しました。	今後も、社会福祉法人の事業について、定期的に実地で聞き取り調査など指導監査を実施する中で、地域共生社会の実現が図れるよう支援していきます。	A
		長寿いきがい課		令和７年度は、市が所管する社会福祉法人への指導監査を実施しませんでしたが、令和５年度、令和６年度に指導監査を実施し、法人が適正に運営されている状況を確認しました。	今後も指導監査を定期的に実施するとともに、法人に対し随時情報を提供するなど、法人が適正に運営されるよう支援していきます。	A
社会福祉協議会の取組	**苦情解決制度の充実**	社会福祉協議会	法令や規程に基づき、福祉サービスに関する苦情解決の仕組みを整備し、その周知を進め、サービスの質の向上を図ります。	第三者委員を選任し、苦情解決の仕組を整備し、周知することで、サービスに関する苦情を受け付け、対応を進めました。	第三者委員からの意見などを踏まえ、法人として改めるべき点について対応を進め、サービスの向上を図ります。	A
（３）誰にも優しいまちづくりの推進						
市の取組	**バリアフリーのまちづくりの推進**	都市計画課	公共交通・公共公益施設については、高齢者や障がい者が安全で安心して利用できるバリアフリー化の考え方や全ての人が利用しやすいというユニバーサルデザインの考え方に配慮し、人に優しいまちづくりを推進します。	埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく特定生活関連施設の届出を県へ進達し、県の指導のもと、市内にある施設のバリアフリー化に努めました。	今後も埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出の県への進達を行い、県の指導により市内にある施設のバリアフリー化に努めます。	A

評価（A：実施率９０%以上、B：５０%以上９０%未満、C：５０%未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**道路環境の整備**	建設課	高齢者、障がい者、児童・生徒等、誰にでも安心して安全に利用しやすい歩行空間を確保するため、道路環境の改善を状況に応じ行います。	令和７年度は次の道路環境整備を行いました。 ①市道幹線59号 道路設計の見直し 用地取得に向けた各種協議	市道幹線59号の用地を取得後、整備を実施します。	C
	公共建築物におけるバリアフリーの推進	財政課	公共施設長寿命化計画や公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせて、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を進めていきます。	武蔵台公民館の長寿命化改修工事に合わせてバリアフリートイレへの改修や調理実習室調理台１台を昇降式調理台に改修するなどバリアフリー化に努めました。 また、武蔵台小・中学校の非構造部材耐震補強工事に際して職員玄関にスロープを設置しました。	今後も引続き、大規模修繕、長寿命化改修に合わせて、バリアフリー化を進めます。	A
	地域公共交通による移動支援	危機管理課 （現：交通政策課）	地域公共交通協議会において地域公共交通計画を策定し、将来にわたって地域のニーズや特性に応じた持続可能な生活交通を維持・確保するとともに、誰もが利用しやすい移動の支援に取り組みます。	おでかけタクシーの導入、おでかけワゴンの実証運行を開始するとともに、既存公共交通への支援を実施し、市民の移動手段の維持・確保に努めた。	地域公共交通計画に基づく施策・事業を推進するとともに、おでかけタクシー及びおでかけワゴンのサービス水準向上に向け、法定協議会での議論を踏まえた検討を進めます。 また、おでかけワゴンの本格運行への移行や市内交通空白地への対応策を検討します。	A
	障がい者の移動支援の実施	障がい福祉課	障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、福祉タクシーの利用料金の助成、自家用自動車等の燃料費、運転免許取得費、自動車改造費、障がい児通学奨励費の補助を行うなど、外出のための支援を行います。	遅滞なく補助金を交付するため、定期的に申請状況を確認し適正に支給することができました。 福祉タクシー利用料金の助成が3,857件、重度心身障がい者自動車等燃料費補助者数が628人、心身障がい児通学奨励費補助者数が延べ503人であり、各種事業により広く障がいのある人の外出支援を実施し、社会参加を促進しました。	障がいのある人が積極的に社会参加するために、各サービスを提供し、外出のための支援を実施していきます。	A
	地域おたすけ隊による外出支援の実施	生活福祉課	市、社会福祉協議会、商工会の三者協定による「地域支え合い事業」として、社会福祉協議会が中心となって進める地域おたすけ隊による外出支援の実施について、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	地域おたすけ隊の運営を支援している社会福祉協議会に対して財政的支援を行うことにより活動を支援しました。	今後も社会福祉協議会に財政的支援を行い、活動を支援していきます。	A
	障がい者等の駐車場の整備	障がい福祉課	公共施設に障がいのある人が優先して駐車できる青色塗装された「車椅子使用者用駐車区画」を整備するとともに、埼玉県が実施する「埼玉県思いやり駐車場制度」を推進します。	公共施設内の障がい者用駐車場22か所中、全てにおいて青色塗装が完了しました。 また、市内の「埼玉県思いやり駐車場制度」の登録者総数は313人、令和７年度中の申請者数は109人でした。	今後も、障がいのある人が優先して駐車できる場所の確保に努めていきます。	A
	赤ちゃんの駅の普及促進	子育て応援課	乳幼児のいる子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを進めるため、誰でも自由におむつ替えや授乳が行える赤ちゃんの駅の設置・普及促進を図るとともに、公共施設への整備を行います。	市庁舎の１階保健室内に設けていた授乳やおむつ替えのスペースを廃止し、１階ロビーに専用の個室（ベビーケアルーム）を新たに設置しました。また、おむつ交換台は１階多目的トイレ内に設置し、利用者が安心できるように改善しました。	子育て家庭が快適に施設利用できるよう、引き続き、公共施設に設置する赤ちゃんの駅の適切な維持管理を行うとともに、事業の周知や情報発信に努めます。	A
	きらきらスペース・キッズコーナーの設置	子育て応援課	公共施設に妊婦や乳幼児連れの人が優先して駐車できる場所（愛称：きらきらスペース）を整備するとともに、公共施設において安心して乳幼児を遊ばせることができるキッズコーナーを設置します。	乳幼児や未就学児などが安心して遊べるよう、公共施設に設置するキッズコーナーの衛生管理（消毒）に努めました。	子育て家庭が快適に施設利用できるよう、引き続き、公共施設に設置するキッズコーナーの適切な維持管理を行うとともに、事業の周知や情報発信に努めます。また、公共施設の更新（新設、改修など）に合わせ、必要に応じて環境整備を行うよう、当該施設の所管課所に周知します。	A
	障がい者の差別の解消等の啓発	障がい福祉課	「障がい者週間」を契機として、広報ひだかや市のホームページ等により、障がい者に対する理解、障がい者の差別の解消等を図るための普及啓発活動を行います。	障がい者週間に広報やホームページを活用し、障がい者へ対する理解と配慮について周知を図りました。 また、日高市障がい者就労支援センターが作成した、障がい者差別解消に関する普及啓発を目的とした事業者向けのパンフレットを、市内の事業者へ配布しました。	広報ひだか、市ホームページ、SNS等を活用し、普及啓発活動を行うとともに、日高市障がい者地域総合支援協議会において、障がい者差別解消に向けて協議し、対策を講じていきます。	A
	手話通訳者・手話奉仕員の養成・利用促進	障がい福祉課	手話通訳者養成講習会の開催等により、手話通訳者・手話奉仕員を養成するとともに、制度の周知を図り、各種講演会等における利用促進を図ります。	手話奉仕員養成講習会（基礎課程）を全23回実施し、12名の受講生全員に修了証を交付しました。	手話奉仕員養成講習会（入門課程）を開催することにより、手話通訳制度や手話奉仕員の心構え等を習得し、手話通訳者養成講習会へつなげていきます。	A
	図書館におけるサービスの充実	生涯学習課	点字図書・大活字本の充実、録音図書・布の絵本の製作、盲人用郵便制度を活用した図書の貸出し等を行い、視覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスの充実を図ります。	大活字本等のシニア向けの本やバリアフリー図書を補充し、「いきいきシニアコーナー」、「りんごの棚」の充実を図りました。 布の絵本ボランティア「ポコ・ア・ポコ」が、布のおもちゃの製作・展示を行い、視聴覚障がい者や障がいのある子ども、高齢者等へのサービスを実施しました。	引き続き、高齢者向け「いきいきシニアコーナー」や子どものためのバリアフリー本棚「りんごの棚」、また、布の絵本の充実を図るとともに周知啓発に取り組む必要があります。	A

評価（A：実施率９０％以上、B：５０％以上９０％未満、C：５０％未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**情報のバリアフリーの充実**	市政情報課（現：政策秘書課）	広報ひだかの音声化とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市のホームページを運営することにより、情報のバリアフリーの充実を図ります。	毎月発行の広報ひだかを音声化し、市ホームページで公開するとともに、デイジー版ＣＤを図書館及び日高市社会福祉協議会で貸し出しました。市ホームページについては、アクセシビリティに配慮して作成しました。	引き続き、広報ひだかの音声化を図るとともに、市ホームページのアクセシビリティに配慮していきます。	A
		障がい福祉課		県から送付された県民だより・県議会だよりの点字版等を行政情報コーナーに配架し、閲覧できるようにしました。	誰もが情報を入手できるよう、情報のバリアフリーの充実を図ります。	A
	介護マークの普及促進	長寿いきがい課	介護者が介護の際に身に付け、介護していることを周囲に理解してもらい、介護者の精神的負担を軽減するため、介護マークを配布し、普及啓発を行います。	広報ひだかへ掲載したほか、介護保険の通知にパンフレットを同封するなど、周知を行いました。 【介護マーク配布件数　令和７年度９件】	広報等を活用し、周知を行います。	A
	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	障がい福祉課	障がい者、高齢者等で手助けが必要な人が身に付けておくことで困ったときに周囲の人から支援や配慮を得やすくするため、ヘルプマークを配布するとともに、ヘルプカードを作成・配布し、普及促進を行います。	広報ひだか、市ホームページ、ポスター、チラシ等によりヘルプマーク・ヘルプカードの配布について周知し、併せてマークを身に付けた方への配慮を呼びかけました。 【ヘルプマーク配布個数　209個】	引き続き、広報ひだかや市ホームページ、SNS等で周知するとともに、必要とされている方への配布、普及促進に努めます。	A
	マタニティマークの普及促進	保健相談センター	妊産婦が交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするため、マタニティマークを配布し、普及促進を行います。	妊娠届出の際に、母子健康手帳の交付とともにマタニティーマークを配布しました。	引き続き、母子健康手帳交付とともに、マタニティーマークを配布し、普及促進を行います。	A
	人権啓発等の推進	総務課	人権への理解と意識の高揚を図るため、人権啓発研修会・人権啓発講演会の開催や啓発活動を行うとともに、児童虐待等に対応するため、人権擁護機関との連携を図り人権相談事業を行います。	８月に人権啓発研修会、12月に人権啓発講演会を実施しました。 また、毎月人権相談を実施（年間13回）し、年間で５件の相談がありました。	引き続き、人権啓発研修会、人権啓発講演会、人権相談を実施します。	A
	人権教育の推進	生涯学習課	人権への理解と意識の高揚を図るため、人権講演会・研修会の開催や啓発活動を行うとともに、児童・生徒に対して人権作文や人権標語作品の募集、学校、家庭、地域連携による人権学習の取組を行います。	市民や市職員等を対象に人権啓発研修会を３日間（計６回）、人権啓発講演会を１回開催しました。併せて、小・中・義務教育学校PTAや高齢者等を対象に人権学習会を開催し、延べ762名の参加があり幅広い世代に普及啓発活動を行いました。	引き続き、幅広い世代に人権についての啓発・教育を行い、人権意識の向上を図っていく必要があります。	A
		学校教育課		人権について理解促進と意識高揚を図るため、人権教育に視点を当てた公開授業、人権教育授業研究会、飯能・日高市人権教育管理職研修会を実施しました。 また、県や地区で開催された研修会への参加を依頼し、教職員の人権感覚の醸成と、人権教育に対する理解を深めることができました。 児童生徒に対しては、人権作文や人権標語、中学生人権作文コンテストを実施し、人権尊重に対する意識の醸成を図ることができました。	研修会への参加や普及啓発活動を推進し、多くの教職員が多様な人権課題についての理解を深め、教育者として更なる人権感覚の醸成に努めます。	A
	男女共同参画の推進	総務課	家庭、地域、職場、教育等における男女共同参画社会を推進するため、講演会の開催や広報紙等による啓発活動、女性相談を行います。	男女共同参画週間に合わせ、パネル展を実施しました。また、男女共同参画に関するイベントや女性に対する相談事業などについて、広報ひだか、市ホームページ、チラシ等により随時情報提供し、啓発を行いました。 専門相談員による女性相談を月２回実施しました。また、女性相談の案内カードを市内公共施設に設置し、必要なかたに相談先が伝わるようにしました。	引き続き、男女共同参画に関する啓発に努めるとともに、相談事業を実施します。また、より効率的な啓発活動について検討します。	A
	外国人市民にも優しいまちづくりの推進	総務課	外国人市民が地域で孤立することなく、安心して支え合いながら暮らすことができるよう、市国際交流協会と連携し、日本語教室や相談サロン等の支援事業を行うとともに、災害時等に的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。	市国際交流協会と連携し、外国人市民の日本語習得や学習支援を行い、日高市民まつりでの展示会、おたのしみ交流会など外国人市民との交流の場を設けました。 令和７年度の通訳・翻訳ボランティア登録者数は44人で、転入・転出にともなう手続き一覧表の翻訳をボランティア２人に依頼しました。	外国人市民が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、引き続き、市国際交流協会と連携していきます。 また、多言語による情報提供を充実させるため、通訳・翻訳ボランティアの活躍機会を創出します。	A

評価（A：実施率９０%以上、B：５０%以上９０%未満、C：５０%未満、D：未実施）

	取組名	所管	概　要	令和7年度の取組	今後の取組及び未実施の場合はその理由と課題	評価
市の取組	**ワーク・ライフ・バランスの啓発**	産業振興課	仕事と生活の調和実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識啓発を図るとともに、広報紙等を活用した情報提供を行います。	労働相談窓口を開設し、事業主や労働者からの相談に対し助言や情報提供を実施することで、労働環境の改善に努めました。就労支援セミナーを開催し、多様な働き方に関する知識と意欲の向上を図りました。また、県からの啓発チラシやポスターを窓口に設置し、意識啓発を図りました。	引き続き、労働相談窓口を開設し、労働環境の改善に努めます。また、県からのチラシやポスターによる啓発や就労支援セミナーの開催により、意識啓発を図ります。	A
	結婚活動の支援	生活福祉課	少子化対策の一環として、結婚を望む独身男女に出会いと交流の場を提供するため、婚活イベントの実施及び「SAITAMA出会いサポートセンター協議会」への加入を行います。	SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会へ加入し、会員になるための出張登録会を市内で２回開催しました。 また、婚活イベントを１回実施しました。	県の結婚支援センター「SAITAMA出会いサポートセンター」の周知を図り、市内出張登録会を開催するとともに、出会いの場となる機会の創出に努めます。	A
社会福祉協議会の取組	**情報弱者をつくらない環境づくり**	社会福祉協議会	社会的な障壁（バリア）のうち、情報提供について、高齢や障がいにより、必要な情報が得られないことのないよう、朗読、手話、点字などのボランティア活動の充実を図るとともに、必要な支援を実施します。 また、ＩＣＴ化（高度情報化）が進み、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人とできない人との間に生じる格差を意識した対応を進めます。	デイジー機器などによる音訳支援、手話講習会の開催、点字図書作成に必要な用紙などの消耗品の補助などを行い、情報弱者と呼ばれる人への支援を行いました。	既存の媒体を活用した情報提供を継続的に支援します。また、新たな取組に関しても情報収集を行い、技術的な対応を行います。	A
	移動困難者への支援	社会福祉協議会	高齢や障がい、病気などにより外出が困難な人へ、支援者の派遣調整や移送支援活動を実施する団体への支援を行います。	団体からの車両の寄贈を受け、地域支え合い活動に資する車両を確保しました。 また、市の補助及び共同募金配分金などを活用し、地域おたすけ隊における付き添い移送支援の利用者への補助を実施し、外出困難者の外出機会の確保に努めました。	引き続き、外出支援に向けた各種対策の強化を図ります。	A
	地域おたすけ隊パートナー制度（仮称）	社会福祉協議会	運転を伴う付添い移送支援を実施する地域おたすけ隊の運転協力者を確保するため、サークル、団体、事業所等の単位で支援するパートナーを募集し、地域おたすけ隊の運営を支援します。	地域支え合い協力店などに対し、地域おたすけ隊の取組の周知の協力を依頼し、パンフレットやポスターの掲示協力などをいただきました。	運転者の確保に向けては、個別に養成していくことを中心的な取組とし、今後は次世代に向けた継承を進めていくことを検討します。	B